静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則13-106

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-26)の一部を次のように改正する。

改正前

第1条の3 条例<u>第2条第3号ウ</u>の人事委員会 規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日 が3日以上とされている非常勤職員又は週以 外の期間によって勤務日が定められている非 常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であ る非常勤職員とする。

(条例第2条の3第1号の人事委員会規則で 定める場合等)

第1条の4 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者がしている育児休業の期間の初日前である場合とする。

(条例第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第16条の2 条例<u>第24条第2号ウ</u>の人事委員会 規則で定める非常勤職員は、1日につき定め られた勤務時間が6時間15分以上である非常 勤職員とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

改正後

第1条の3 条例<u>第2条第3号イ</u>の人事委員会 規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日 が3日以上とされている非常勤職員又は週以 外の期間によって勤務日が定められている非 常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であ る非常勤職員とする。

(条例第2条の3第1号の人事委員会規則で 定める場合等)

第1条の4 条例第2条の3第1号の人事委員会規則で定める場合は、非常勤職員の育児休業の期間の初日とされた日が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) がしている育児休業の期間の初日前である場合とする。

(条例第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員)

第16条の2 条例<u>第24条第2号イ</u>の人事委員会 規則で定める非常勤職員は、1日につき定め られた勤務時間が6時間15分以上である非常 勤職員とする。